

## 年会費に関するご案内

本カードの年会費は、以下のとおりとします。

本人会員	2,640円(初年度年会費無料)
家族会員	無料

(消費税込)

前年の年間ショッピングご利用金額が15万円以上(家族会員のご利用分を含みます)の場合、当年の年会費が無料となります。

※年会費優遇条件における年間ショッピングご利用金額とは、前年の年会費請求月の翌月請求分～当年の年会費請求月の当月請求分となります。

2025年12月9日改定

## ドライバーズカード会員特約

### 第1条(名称)

本カードは、三菱UFJニコス株式会社が指定するカード発行会社(以下、「カード発行会社」と称します。)が発行するもので、カードの名称は、「ドライバーズカード」(以下「本カード」と称します。)とします。

### 第2条(会員)

本特約、個人会員規約を承認の上、本カードを申込み、カード発行会社が認めた方を会員とし、本カードを発行・貸与します。

### 第3条(ロードサービスの利用)

会員は、カード発行会社が定める「ドライバーズカードサービス利用規定」に従い、カード発行会社が提携するMS&ADグランアシスタンス株式会社(以下、「運営者」と称します。)のロードサービスの提供を受けることができます。ロードサービスとは、会員の車両事故もしくは故障時に提供されるロードアシスタンスサービスおよびこれに付随したアフターフォローサービスをいいます。

### 第4条(年会費)

会員は、カード発行会社所定の年会費を支払うものとします。

### 第5条(会員情報提供の同意)

1. 本条は、個人情報の取扱いに関する同意条項(以下「同意条項」と称します。)の特約として定めるものであり、会員は、第3条に規定するサービスの提供を受けることに必要な会員情報を、カード発行会社が運営者に提供することに同意するものとします。

2. カード発行会社が運営者に提供する会員情報は、以下の通りです。
  - ①入会申込書や入会後の届出等に記載された、あるいは申告いただいた氏名、自宅住所、自宅住所郵便番号、自宅電話番号、生年月日
  - ②会員の入退会の事実
3. 運営者が 2. ①②の会員情報を利用する目的は、以下の通りです。
  - ①会員に対するロードサービスの提供
  - ②会員に対するロードサービスに関する宣伝物・印刷物の送付等の営業案内
4. 運営者は、保有する会員情報をロードサービスの実施に必要最低限の範囲で、運営者提携のロードサービス実施者(以下、「実施者」と称します。)に預託できるものとします。
5. 運営者および実施者は保有する会員情報を厳正に管理し、会員のプライバシー保護のために十分に注意を払うとともに上記 3. ①②以外の目的に利用しないものとします。
6. 会員は、運営者が利用している会員情報のお問合せや開示、訂正、削除を、下記窓口に申出することができます。

MS&ADグランアシスタンス株式会社 ドライバーズカードデスク  
TEL 0120-197-145  
〒112-0004 東京都文京区後楽 2-5-1

## 第 6 条(適用)

本特約に定めのない事項については、個人会員規約または同意条項が適用されるものとし、本特約と個人会員規約または同意条項の間で抵触がある場合には、本特約が優先されるものとします。

## 「附則」

本特約第 1 条の「指定するカード発行会社」は、会員の所属カード会社名に読み替えます。